

公立大学法人奈良県立大学 教員の昇任及び採用に係る選考に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学の教授、准教授及び講師（以下「教員」という。）の昇任及び採用に係る選考（以下「選考」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員の任命)

第2条 教員は地方独立行政法人法第20条及び第73条に基づき、学長の申出に基づき理事長が任命する。

- 2 前項に規定する学長の申出は、奈良県立大学人事委員会の選考に基づき行わなければならない。
- 3 学長は、第1項の申出を行うに当たって教育研究審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 理事長は、第1項の任命を行うに当たって理事会の議を経なければならない。

(教員の資格)

第3条 教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第4章に規定する資格を有する者の中から任命しなければならない。

(その他)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月29日から施行する。